

社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

転職活動の長期化で転職者の気持ちは？

◆転職活動期間が長期化傾向に

株式会社リクルートが発表した「転職者の動向と意識に関する調査」（2010年7～9月期）の結果を発表しました。

この結果によれば、労働者の平均転職活動期間が調査開始以来最長の「5.7カ月」となったそうです。ここにも不況の影響が現れているようです。

◆転職者の活動状況

転職者の活動状況について、まず「応募する会社の数」については平均で 23.4 社となっています。転職先の業種別にみると「IT・通信系」の 29.5 社、職種別にみると「技術系（ソフトウェア・ネットワーク）」の 30.4 社が最多となっています。

次に「前職を辞めたタイミング」については、「転職先が決まる前に」が 67.2%、「転職先が決まってから」が 26.3%となっています。

そして、「転職活動の期間」については、調査開始以来、最長の平均 5.7 カ月となりました。転職先の業種別にみると「商社系（電機・電子・機械系）」の 8.6 カ月、職種別にみると「技術系（電機・電子・機械系）」の 7.2 カ月がそれぞれ最長となっています。

◆転職者の気持ち

この調査では、転職が決まった人に対して最後に「転職活動を終えた今の気持ち」という質問をしています。その中からいくつか挙げておきます。

- ・「自分が新たな道で、新しい可能性を見出せる職場に出会えることができ、本当に転職をして良かった」
- ・「終わったというより、これから始まるという気持ち。ホッとするものの、より緊張する」



- ・「非常に厳しい現状を再認識した。これを良い経験とし、さらに頑張りたいと思う」
- ・「やりたい仕事で正社員として就業できたので心から嬉しいが、今からが本番なので気を引き締めている」
- ・「厳しい経済情勢の中、手を差し伸べてくれた企業の気持ちにこたえたいと思う」
- ・「ホッとしたのと同時に、スキルアップのための努力をもっと重ねなくてはいけないと考えている」

社員は「働きがい」を感じているか？

◆「働きがいに関する意識調査」の結果

株式会社 NTT データ経営研究所では、今年9月に「働きがいに関する意識調査」を行い、先日その結果が発表されました。

この調査では、「働きがい」、「働きがいを高める要因／阻害する要因」、「心の疲弊感」などに関する質問を行っており、昨今の厳しい経営環境で社員がどのようなことを考えて働いているのかがわかり、大変参考になると思います。

◆「働きがい」は低下傾向に

まず、「現在、働きがいを感じていますか」との質問では、「感じている」(13.0%)との回答と「やや感じている」(39.4%)との回答を合わせると、52.4%の人が働きがいを感じていることがわかりました。

しかし、3年前と比べて「働きがいが高くなった」と感じている人(44.8%)は、「働きがいが高まった」と感じている人(22.5%)を大きく上回っています。

◆何が働きがい高め、阻害しているか

働きがいを感じているグループにおいて「働きがい」を特に高める要因について、「仕事の価値の実感」(91.7%)、「仕事を通じての成長実感」(87.9%)、「仕事を通じての力の発揮」(86.3%)、「仕事が適性に合っている実感」(85.5%)、「仕事を通じた達成感」(78.2%)が上位を占めました。

逆に、働きがいを感じていないグループにおいて「働きがい」を特に阻害する要因について、「会社での将来のキャリアイメージが描けない」(91.7%)、「会社では創造的な仕事を促す環境作りがない」(86.1%)、「会社の仕組み・制度・組織が整備されていない」(79.9%)、「会社の経営陣による折に触れたビジョンの発信がない」(78.6%)、「会社の将来性がない」(78.4%)が上位を占めました。

◆社員の「モチベーションアップ」

また、「今の仕事をする中で、心の疲弊感を感じていますか」との質問に対しては、「感じている」と答えた人が26.6%、「やや感じている」と答えた人が43.1%で、合わせて約7割(69.7%)の人が「心の疲弊感を感じている」ことが明らかになりました。

これら「働きがい」や「疲弊感」の有無については、社員の個人的要因に基づく場合も多いとは思いますが、しかし、会社として社員一人ひとりの「モチベーションアップ」に貢献できることはないかを考えてみることも大事ではないでしょうか。

1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付 <前年7月～12月分> [郵便局または銀行]

31日

- 法定調書 <源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出 <1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 <第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 [給与の支払者]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]